

特記仕様書

令和6年度

最終処分場堤体築造工事

特記仕様書

酒田地区広域行政組合

特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和6年4月」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書の掲載先

山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1 工事種別

工事種別は、土木一式工事とする。

1-2 工期

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項・条件を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率 ※施工に必要な実日数に対し、休日と悪天候により作業が出来ない 日数を見込むための係数	0.87

1-3 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員へ提出し共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）及び処理期限等を監督職員と協議し明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責めによらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日数が多く発生した場合
- ③ 工事の全部又は一部の施工の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

1-4 請負代金額内訳書

1. 本工事は、共通仕様書第1編共通編第1章総則 1-1-5 第1項に規定する請負代金額内訳書の提出対象工事とする。
2. 請負代金内訳書は、工事の変更契約を行った場合も提出するものとする。ただし、変更内容が工期や数量のわずかな増減等の軽微な変更で請負代金額内訳が大きく変わらない場合は、提出を省略できるものとする。

1-5 下請負人等の選定

1. 受注者は下請契約を締結する場合、当該契約の相手方は組合管内（酒田市、庄内町、遊佐町）に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

特記仕様書

2. 受注者は工事材料に係わる納入契約を締結する場合、当該契約の相手方は組合管内（酒田市、庄内町、遊佐町）に本社又は営業所等を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は地域・地場で生産及び販売されるものを選定するよう努めなければならない。

1-6 下請負人の健康保険等加入等

1. 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約を除く。以下「二次以降下請契約」という。）の相手方としないよう努めなければならない。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
2. 受注者は、前項にかかわらず社会保険等未加入建設業者を二次以降下請契約の相手方とする場合は、あらかじめ発注者に契約の相手方とする理由を添えて報告しなければならない。

1-7 下請状況報告書

本工事は、下請状況報告書の対象工事とする。（建設工事請負契約約款第8条請求）報告内容及び提出次期等については、次のとおりとする。

- ① 下請計画報告書（下請業者名及び下請契約の請負代金等）
提出時期：共通仕様書第1編共通編 1-1-12 に基づく「施工体制台帳」提出の際に提出。変更があった場合はその都度遅滞なく提出すること。
提出書類：酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領による。
- ② 下請結果報告書
提出時期：請負契約約款に基づく「工事目的物引渡書」提出の際に提出。
提出書類：酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領による。

1-8 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集 山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-9 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書（様式第14号）により監督職員に提出しなければならない。

1-10 中間前金払

契約約款第36条第3項に基づき中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第10号の2）に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書（様式第10号の2）の写しを添えて提出するものとする。

1-11 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について発注者と協議することができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業を組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際に費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際に費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 1日未満積算基準「3. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う場合は、「1-19 施工箇所が点在する工事の積算」第1項の箇所とする。

1-12 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

1-13 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打合せ時間の配慮
受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。
2. 作業依頼の配慮
 - 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
 - 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
 - 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
3. ワンデーレスポンスの再徹底

問合せに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-14 工事完成図書の電子納品

1. 本工事は、受注者が監督職員へ電子納品を実施する旨を申し出た場合のみ、共通仕様書第1編共通編第1章総則 1-1-23 に規定する電子納品対象工事とする。
2. 対象書類、検査方法等については、「山形県電子納品取扱要領」に基づき、契約締結後の工事着手前に「山形県電子納品運用マニュアル」に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、監督職員と協議し決定するものとする。
3. 要領等
要領・マニュアルは、山形県のホームページから入手できる。
山形県ホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)
 - 県政情報
 - 組織案内
 - 建設企画課
 - 山形県のCALIS / EC
 - 山形県の電子納品
4. 原則として、提出書類については山形県の「電子納品事前協議チェックシート」に準ずる。

1-15 情報共有システム利用の対象工事

1. 本工事は、受注者が監督職員へ情報共有システムを利用する旨を申し出た場合のみ対象工事とする。
2. 情報共有システム利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
3. 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
4. これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
5. 要領等
要領・ガイドラインは、山形県のホームページから入手できる。
山形県ホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)
 - 県政情報
 - 組織案内
 - 建設企画課
 - 山形県のCALIS / EC

→ 山形県の情報共有

6. 原則として、電子納品を行う工事のみ、情報共有システムを利用することとする。

1-16 施工管理

1. 主たる工種

(1) 本工事における「主たる工種」は下記の工種とし、出来形管理図表（出来形測定結果表及び出来形図）及び品質管理図表のほか、出来形及び品質のばらつきが判断できる資料として、工程能力図又は、度数表（ヒストグラム）を作成し提出するものとする。なお、受注者が施工管理上必要なものなど、これ以上の作成を妨げるものではない。

工 種	工種レベル	備 考
河川土工	レベル2	

(2) 「主たる工種」については、関連する共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）の出来形管理基準、品質管理基準に定めのある基準値及び規格値すべてについて工程能力図又は、度数表（ヒストグラム）を作成し、提出することを原則とするが、測定数が5点未満の場合については、監督職員と協議し省略することができるものとする。

1-17 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

本工事は、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化を実施する旨を申し出た場合のみ、対象工事とする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」
 (<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準（デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第2項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある

1-18 施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）

1. 本工事において、他の管理者より特別施設及び施工時間帯等の制約を受けた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 本工事の作業時間帯は下表に示すとおりとする。受注者は、関係機関等との調整に伴い作業時間帯に変更が生じた場合は、作業時間帯に関して速やかに監督職員と協議しなければならない。

工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間
	作業開始	作業終了	
	8時30分	17時00分	

3. 最終処分場は、土日及び上表の時間帯以外は入口ゲートが閉鎖される施設である。
4. 受注者は、夏季休暇等の中断期間内は、現場内巡視点検を行い、安全の確保に努めなければならない。

1-19 工事支障物件に関する事項（工程関係）

1. 施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 既設構造物（舗装含む）の撤去及び復旧が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-20 工事名標示板に関する事項（安全確保関係）

1. 工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	堤体整備工事中
工事内容の説明	例) 環境を守るため堤体を整備しています。

2. 工事名表示板には休日夜間連絡先を明示するものとする。
 3. 工事名表示板の姿絵や内容を施工計画書に添付するか、事前に監督職員に提示し確認を得るものとする。

1-21 保安に関する事項

1. 会社指定休業日に作業を行う場合は、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。
 2. 受注者は、作業休止中及び作業終了後は現場内の点検を行い、必要に応じてバリケード等で閉鎖するなど現場内の安全確保に努めるものとする。

1-22 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

- (1) 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
 (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を構ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。
 (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。

3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-23 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事務報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
 2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関係する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

特記仕様書

1-24 施工方法、時間の制限に関する事項（環境対策関係）

本工事において使用する建設機械は、排出ガス対策型によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1-25 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-26 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品は、次のとおりとする。

【支給材料・貸与品】

品目	数量	規格・性能	引渡場所	引渡時期	備考
他工区流用土 (浚渫改良土)	約3,200m ³	第3種改良土以上	施工箇所	調整	10tDT

1-27 週休2日確保工事

- 1 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領」に基づくため、詳細については、別添実施要領を確認すること。なお、実施要領中の「山形県県土整備部及び各総合支庁建設部」を「酒田市」に読み替えるものとする。
- 2 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
- 3 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 4 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 5 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 6 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 7 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
- (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 8 発注者は、当初（発注）時において4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が4週8休に満たない場合は、4週8休以上の経費の補正を除いて、工事費を積算するものとする。
- 9 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。
- 10 受注者は、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。
- 11 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は監督職員と協議し決定する。

第2編 材 料 編

第2章 土木工事材料

2-1 流用土

本工事の盛土に使用する土砂は他工事流用土として、国土交通省所管工事からの河川浚渫改良土を利用するものとする。

なお、本工事場所までの運搬は国土交通省所管工事で実施する。

搬入される流用土については、改良強度確認やトラフィカビリティー確保及び転圧等の障害がないか、定期または土質変化時にコーン試験等を実施する施工計画を立てるものとする。

なお調整がとれる場合は、コーン試験は国土交通省所管工事の施工管理に合わせ浚渫改良土の積込み現地で実施してもよいものとする。

2-2 山形県リサイクル認定製品

土木工事共通特記仕様書第1編共通編 1-1-12 リサイクル認定製品に規定する「山形県リサイクル認定製品」は、山形県の環境エネルギー部循環型社会推進課のホームページにより確認することができる。

(<https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/recycle/recyclesystem/index.html>)

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

1-1 段階確認

共通仕様書 第3編 土木工事共通編 1-1-2 監督職員による確認及び立会等 により指定された工種及び山形県建設工事監督技術基準の別表1に、次の工種を追加するものとする。（又は次の工種については削除するものとする。）

種 別	細 別	確 認 時 期
土工	盛土工	搬入土コーン試験（2,000m ³ /回以上）

第2章 一般施工

2-1 張芝工

法面の張芝（種子帯人工芝 幅100c m 目串付き）は総芝とするものとする。
 フラ目付量は約280 g/m²以上とする。